令和七年 十月十六日

第六百二号

曜

同

大瀬沢

同

同

同

日

同

芝ノ田沢

同

同

同

木

同

入ノ川沢

同

同

同

同

上峰

の崩壊

急傾斜地

同

同

示

告

公安委員会

五六二 五六二

同

西川の2

同

同

同

同

西川の1

同

同

同

-------五六三

○落札者の決定について……………

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………………五六一

公

告

示

目

次

山梨県告示第二百七十号

部砂防課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。 により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備 第五十七号)第七条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第九条第一項の規定 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

令和七年十月十六日

山梨県知事 長 崎 幸

太 郎

同

下桑木原

同

同

同

同

宮前の3

同

同

同

同

村前

同

同

同

同

宮前の2

同

司

同

同

宮前の1

同

同

同

同

内藪

同

同

同

同

池

ノ原の2

同

同

同

土砂災害警戒区域

甲斐市	市町村名
金谷沢	域の名称土砂災害警戒区
土石流	の種類
省略)(図面	区域の表示
新規	事 指項 定
	指定告示

Щ

梨 県

公

報

第六百二号

令和七年十月十六日

土砂災害特別警戒区域

甲斐市	市町村名
金谷沢	戒区域の名称 名称
土石流	の 種類
次の図のと	関する事項区域の表示
新規	事 指項 定
	指定告示

五六一

_	1	
)	,	`
-	-	-

			省略) (図面		
同	芝ノ田沢	同	司	同	
闰	大瀬沢	同	司	同	
同	入ノ川沢	同	司	同	
同	 上 峰	の崩壊地	同	闰	
同	西 川 の 1	同	司	同	
同	西 川 の 2	田	同	同	
同	内藪	同	同	同	
同	宮前 の 1	同	同	同	
同	宮前 の 2	同	同	同	
同	村前	同	同	同	
同	宮前 の 3	同	同	同	
同	下桑木原	同	同	同	
同	池 川 原 の 2	同	同	同	

求のほか、 類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事 項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書 営中山間地域総合整備事業(鳴沢地区臼田和工区)の換地計画を定めたので、同条第四 に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、 土地改良法 山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県 前記の審査請

令和七年十月十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

- 縦覧書類 換地計画書の写し
- 縦覧期間 令和七年十月十七日から令和七年十一月十四日まで
- \equiv 縦覧場所 鳴沢村役場

 \equiv

几 審査請求期間 この公告の日から令和七年十二月一日まで

取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和八年四月十六日まで

五.

公共測量の実施

けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示す 第一項の規定により峡東農務事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

る。

令和七年十月十六日

山梨県知事

長

崎

幸

太

郎

- 測量の種類 公共測量(空中写真撮影・写真地図作成)
- 測量の地域 山梨県甲斐市の全域
- 測量の期間 令和七年十月一日から令和八年三月二十五日まで

三

聴会を開催する。

公聴会の実施

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、 次のとおり公

令和七年十月十六日

山梨県知事 長

崎

幸

太

郎

- 開催期日 令和七年十一月二十五日 (火) 午後七時
- 開催場所 都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所 三階大会議室
- 三 兀 意見書の提出先 聴こうとする案件 大月市大月町花咲千六百八番地三 都留都市計画道路(厚原線)の変更について 富士·東部建設事務所都市計

換地計画の決定

公

告

発行者 山	山梨県公報
梨県	
甲府市丸の内	第六百二号
甲府市丸の内一丁目六番一号	令和七年十月十六日
印刷所 ㈱サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
	五六四